

## KCS大分情報専門学校 学費支援制度規程

### 第1条（目的）

この規程は、KCS大分情報専門学校（以下「本校」という）への入学を希望する者に対し、入学後にその能力を十分に発揮できるように支援（学費の一部減免）することを目的とする。

### 第2条（対象者）

本制度の対象者は、本校の入学許可者かつ下記の条件のいずれかを満たした者とする。

1. 本校が指定する高等学校の校長から推薦を受けた者
2. オープンキャンパスに参加かつ本校講師との面談で意欲が十分であると認められた者
3. 高等学校在学時に本校の定めた検定試験・等級に合格した者
4. 親もしくは兄弟姉妹が本学園を卒業したか、もしくは在学中の者
5. KCS奨学生試験を受験して本校の定めた基準以上の成績を取めた者

### 第3条（選考方法、書類）

1. 第2条1～4は、入学選考委員会において書類審査を経て決定する。
2. 第2条5は、KCS奨学生選考委員会において書類審査を経て決定する。

### 第4条（支援方法）

本制度における支援額減免は、初年度学費のうち実習料、施設費、維持費、校費を対象とし、入学金および授業料は減免の対象としない。

現金による給付はおこなわない。支援額は本校の募集要項に記載する。

### 第5条（返済）

本制度は返済の義務は問わない。

### 第6条（その他）

その他本規定に定めのない事項については、学校委員会にて決定する。

### <付 則>

1. この規程は令和元年4月1日から施行する。